

## 第IV章 駐車場に関する事項



### だれもが利用しやすい駐車場づくりのために

自家用車やタクシー等の自動車による移動手段を活用して目的地へ向かう際、自宅を出てから最初に訪れる施設が駐車場です。特に高齢者や車いす使用者の場合、自動車で移動することが多い傾向にあります。そのため、高齢者や障害者等に配慮した駐車台数やスペースの確保など、駐車場に関する整備が必要です。

# 1

## 路外駐車場（「特定施設整備基準」 第4-1）

### 基本的な考え方

車いす使用者をはじめ、移動手段として自動車を利用する人にとって、目的の場所に利用可能な駐車場があるかどうかは、大変重要な問題です。そのため、車いす使用者駐車施設の確保や主要な出入口までの経路の安全性など、より利用しやすい駐車施設の整備に努めなければなりません。

●：必ず整備すべき基準      ○：望ましい整備

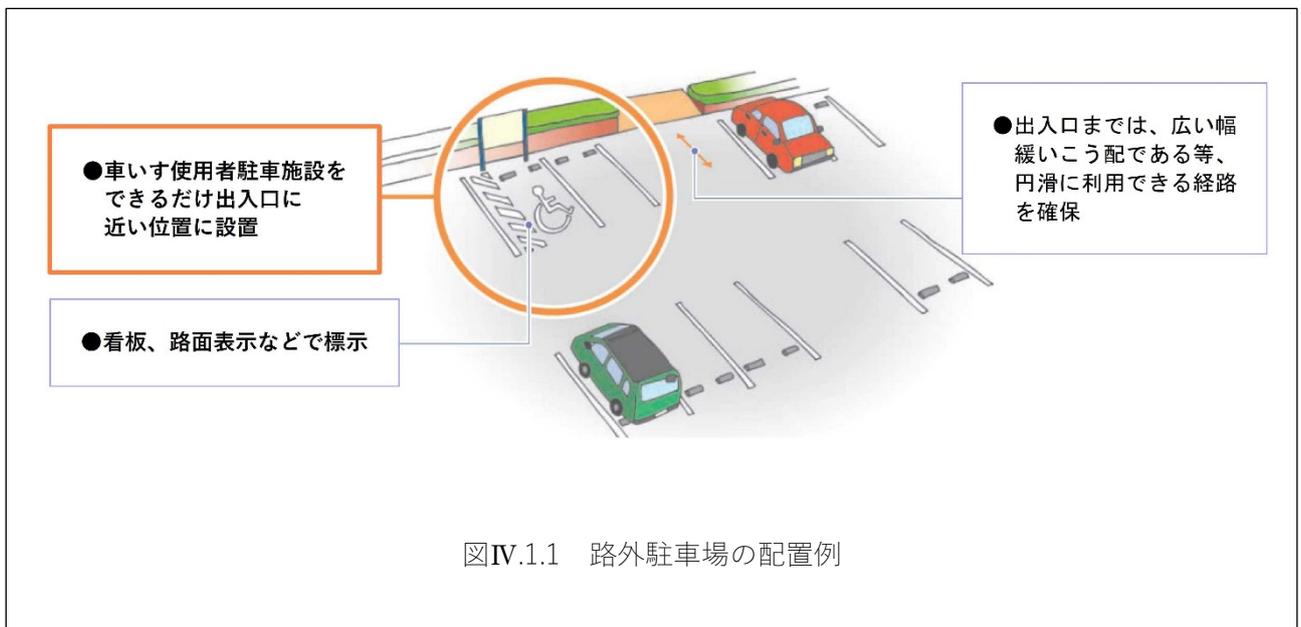
必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	車いす使用者駐車施設の設置	<p>●多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設（区画）を設ける。 〈駐1の(1)〉</p>	<p>→ 駐車場の規模：車いす使用者用区画数の目安 ～50台：1台以上 51～100台：2台以上 101～150台：3台以上 151～200台：4台以上 201台～：1%+2台以上 (図IV.1.2)</p> <p>機械式駐車場の場合は、バリアフリー対応の装置とするか、別の平坦な位置に区画を設ける。</p>
	構造	<p>●区画の幅は350cm以上とする。</p> <p>●障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示する。 〈駐1の(2)ア、イ〉</p>	<p>→ 通常の区画幅に車いすへの移乗の為に100cm程度の幅が必要。 床（舗装）面の塗装や乗降スペースの斜線の塗装によるほか、標示板を設置する。</p>
	位置	<p>●車いす使用者駐車施設から道等までの経路の長さが出来るだけ短くなる位置に設ける。 〈移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下省令と略す）第2条第1項〉</p>	<p>→ (図IV.1.1) 入庫位置から、車いす使用者駐車施設が容易に見通せなくなる場合は案内標示等が必要。</p>
バリアフリー法	路外駐車場車いす使用者用駐車施設の設置	<p>●1以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。 〈法第11条第1項〉〈省令第2条第1項〉</p>	<p>→ 料金徴収がある場合は、バリアフリー法の適用を受ける</p>
	構造	<p>●区画の幅は350cm以上とする。</p> <p>●路外駐車場車いす使用者駐車施設の表示をする。 〈省令第2条第2項1、2〉</p>	
	位置	<p>●路外駐車場車いす使用者駐車施設から道等までの経路の長さが出来るだけ短くなる位置に設ける。 〈省令第2条第2項3〉</p>	

望ましい整備		解説
車いす使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車いす使用者用駐車施設を並列に複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。</li> <li>○自動車後部からの車いすの乗降ができるスペースの確保に配慮する。</li> </ul>	<p>……→ 駐車スペースの境界表示を二重ラインにする等、乗降用スペースを明確にする。</p>
照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行困難者が安全に利用できるよう照明を設置する。</li> </ul>	
発券所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発券所等を設ける場合は、曲がり角やこう配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。</li> <li>○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や車いす使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。</li> <li>○非常時対応はインターホンに代え、テレビ電話による。</li> </ul>	

解説図一覧	
図IV.1.1 路外駐車場の配置例	P.IV-3
図IV.1.2 バリアフリー対応の機械式駐車場の例	P.IV-4

チェック項目（条例の基準）
P.IV-8 参照

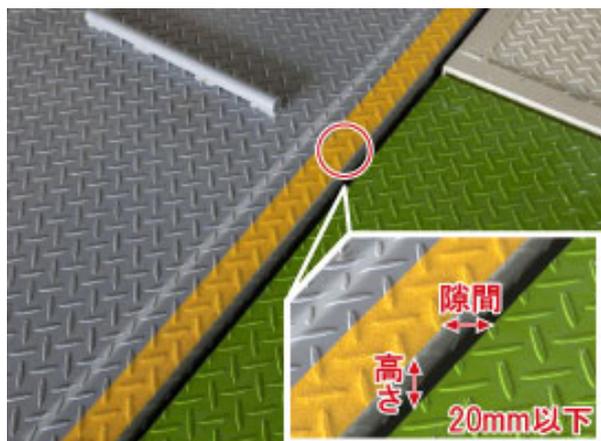
関連する章
I・1・[3]駐車場（P.I-17）



図IV.1.1 路外駐車場の配置例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



○段差、隙間を抑えた「車いすユーザー対応パレット」



○車いす利用者用の「操作盤」の設置

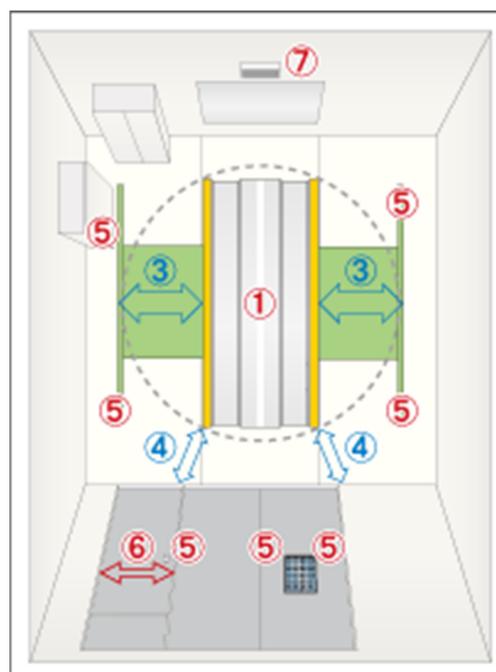


●出入口巾 80 cm以上必要



●平面区画中 350 cm以上に相当する巾

○転回も可能な広々とした乗降スペース



○バリアフリー仕様の例

- ①パレットや通路の段差や隙間を抑える
- ②高さ 100 cm程度に操作盤を増設
- ③乗降スペースは幅 140 cmを確保
- ④通路スペースは幅 90 cmを確保
- ⑤車いす利用者が使用できる位置に緊急停止スイッチを配置
- ⑥非常脱出口の有効幅 90 cmを確保
- ⑦車両を確実に誘導する各種誘導設備を設置

図IV.1.2 バリアフリー対応の機械式駐車場の例

## 基本的な考え方

出入口や通路といった部分は、車いすなどが通過できることがまず必要です。そのため、段差の解消やドアの形式、安全への配慮に加え、駐車施設の出入口から歩道等へと連続的にわかりやすく移動できるよう配慮することも重要です。また、立体駐車施設では、高齢者や車いす利用者等に配慮したエレベーターや傾斜路を設置するなど、移動しやすい経路の整備が必要になります。

●：必ず整備すべき基準      ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	駐車場からの出入口	<p>●多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は</p> <p>①幅は、80 cm以上とする。</p> <p>②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>〈駐2〉〈建9の(1)(2)〉</p>	<p>-----&gt; I・1・[4]出入口・玄関 P.I-22 参照。</p>
	出入口までの通路	<p>●車いす使用者駐車施設から出入口までの通路のうち1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>①幅は、120 cm以上とする。</p> <p>②50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。</p> <p>③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>④表面は粗面とし、または滑りにくい材で仕上げる。</p> <p>⑤排水溝を設ける場合は、溝ぶたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>⑥通路には、段を設けない。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>〈駐3の(1)〉〈建5の(1)(2)(4)〉〈建13の(1)(2)(3)〉</p>	<p>-----&gt; I・1・[1]利用円滑化経路 P.I-4、I・1・[2]敷地内の通路 P.I-7 を参照。</p>
	傾斜路またはエレベーター等と併設する階段	<p>●多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とする。</p> <p>①手すりを設ける。</p> <p>②主たる階段には、回り段を設けない。</p> <p>③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>④段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>〈駐3の(1)〉〈建2の(1)(2)(4)(5)〉</p>	<p>-----&gt; I・1・[7]階段 P.I-40 を参照。</p>
	出入口までに設けるエレベーター等	<p>●車いす使用者駐車施設から出入口までに設けるエレベーター等は、第1の12に定める構造とすること。</p> <p>〈駐3の(2)イ〉</p>	<p>-----&gt; I・1・[8]エレベーター P.I-46 を参照。</p>

必ず整備すべき基準			解説	
整備基準	出入口までに設ける傾斜路	<p>●車いす使用者駐車施設から出入口までに設ける傾斜路は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 幅は、段に代わるものにあつては 120 cm以上、段に併設するものにあつては 90 cm以上とする。</p> <p>(2) こう配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが 75 cmを超えるもの（こう配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅が 150 cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) こう配が 1/12 分を超え、または高さが 16 cmを超え、かつ、こう配が 1/20 を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>〈駐3の(2)ア〉</p>		I・1・[6]傾斜路 P.I-37 参照。
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。 〈移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下省令と略す）第3条第1項〉			
	駐車場からの出入口	<p>●路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 cm以上とする。</p> <p>〈省令第3条第2項2〉</p>		
	出入口までの通路	<p>●路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>①幅は、120 cm以上とする。</p> <p>②50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。</p> <p>〈省令第3条第2項3〉</p> <p>③当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>〈省令第3条第2項1〉</p>		
バリアフリー法	出入口までに設ける傾斜路	<p>●路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>①幅は、段に代わるものにあつては 120 cm以上、段に併設するものにあつては 90 cm以上とする。</p> <p>②こう配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。</p> <p>③高さが 75 cmを超えるもの（こう配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅が 150 cm以上の踊場を設けること。</p> <p>④こう配が 1/12 分を超え、または高さが 16 cmを超え、かつ、こう配が 1/20 を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>〈省令第3条第2項4〉</p>		

望ましい整備		解説	
自走式立体駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立体駐車場等の出入口は、想定される訪問先に近い場所に設ける。</li> <li>○エレベーターを設置する場合、エレベーターに近い位置に車いす使用者駐車施設を設置する。</li> </ul>		

チェック項目（条例の基準）
P.IV-8 参照

関連する章
<ul style="list-style-type: none"> <li>I・1・[1]利用円滑化経路（P.I-4）</li> <li>I・1・[2]敷地内の通路（P.I-7）</li> <li>I・1・[4]出入口・玄関（P.I-22）</li> <li>I・1・[6]傾斜路（P.I-37）</li> <li>I・1・[7]階段（P.I-40）</li> <li>I・1・[8]エレベーター（P.I-46）</li> </ul>

車いす使用者駐車施設の考え方

コインパーキングでフラップ板式ロック装置につまづいたり、じゃまだと思われたことないですか？高齢者やこどもの乗り降りにも気を使いますよね。

これが車いす利用者用駐車区画に設置される事例があり、車いすの出し入れが難しくて利用をあきらめる方も少なくありません。ロック装置の設置は慎重にお考えください。近年は、ロック装置や発券機を使わない駐車場運用も普及してきています。

予約

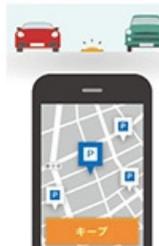
➡

駐車

➡

精算

ログイン後、スマートフォンで目的地近くの空き駐車場を検索、キープ




駐車場に到着後、スマートフォンから利用開始




車を出库すると、利用料金をスマートフォンから自動精算




スマートフォンとセンサーによる運用の例

チェック項目 (条例の基準)							
1 車いす 使用者駐車 施設	(1) 車いす使用者駐車施設の設置			有	無		
	全駐車台数		台分				
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分				
	(2) 車いす使 用者駐車施 設の構造	ア 幅は、350cm以上	cm				
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）		有	無		
	ウ 道等までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		有	無			
2 出入口	出入口の構造（1以上）		幅は、80cm以上	cm			
			戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無		
		戸の前後の高低差		有	無		
3 駐車場内 の通路	車いす使 用者駐車 施設から 出入口ま での通路 の構造 (1以上)	(1) 通路の 構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
			通路における段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
			段の構造	手すりの設置		有	無
				回り段の有無		有	無
				段は、容易に識別できるもの		有	無
				つまずきにくいもの		有	無
			排水溝を設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のない溝ふたの設置		有	無	
			幅は、120cm以上		cm		
			50m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有	無	
			戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
			戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無
				戸の前後の高低差		有	無
			(2) 通路における段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
			ア 段に併設する傾斜路の設置		有	無	
			傾斜路の 構造	傾斜路の高低差		cm	
				高低差が16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える部分がある傾斜路は、手すりの設置		有	無
				前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの		有	無
幅は、120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）		cm					
こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下）		1/					
高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）		有		無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有		無			
イ 段に併設するエレベーター等の設置		有	無				
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造		有	無				